

京都市告示第91号

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例第12条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市久我の杜生涯学習プラザの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
久我の杜生涯学習 プラザ管理運営協 議会	京都市伏見区 久我東町 216 番地	1 京都市久我の杜生涯学習プラザ (以下「プラザ」という。)の使用 許可に関する事 2 プラザを設置目的に従った利用 に供すること。 3 プラザの施設、附属設備及びそ の他の物品の維持管理及び安全に 関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、プ ラザの管理等に関し、市長が必要 と認める事項

(都市計画局住宅室住宅政策課)